

報道機関各位

青森県健康医療福祉部保健衛生課長

食中毒の発生について

1 概 要

- (1) 令和6年11月14日（木）午後1時頃、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）に管内医療機関から「下痢等の症状を呈して受診した患者1名からカンピロバクター属菌が検出され、患者と一緒に飲食店を利用した者1名も同様の症状を呈している。」旨の連絡があった。
- (2) 同地域県民局の調査の結果、患者は、11月7日（木）に2名で弘前市内の飲食店を利用しており、2名とも11月10日（日）から腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していたことが判明した。
- (3) 同地域県民局では、患者2名の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、患者の臨床症状がカンピロバクターによる食中毒の症状と一致していること、患者に共通する食品が当該施設の食事に限られること及び患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

- 2 発生年月日 令和6年11月10日（日）
- 3 喫食者数 5名
- 4 患者数 2名（受診者2名 入院なし）※患者は快方に向かっている。

	計	20歳代
男	2（2）	2（2）
女	0（0）	0（0）
計	2（2）	2（2）

（ ）内に受診者数再掲

- 5 主な症状 腹痛、下痢、発熱、悪寒

6 原因施設

- (1) 施設名 やきとり鳥正（やきとりとりまさ）
- (2) 施設所在地 弘前市大字富野町12-31
- (3) 業 種 飲食店営業
- (4) 営 業 者 吉田 正廣

- 7 原因食品 令和6年11月7日（木）に当該施設が提供した食事
- 8 病因物質 カンピロバクター・ジェジュニ（検査機関：青森県衛生研究所）
- 9 行政対応 令和6年11月16日（土）、中南地域県民局は、食品衛生法に基づき当該施設の営業者に対し、令和6年11月16日（土）から令和6年11月22日（金）まで7日間の営業の停止を命じた。

報道機関用提供資料 発表No. 6-4	
担当課・担当者	保健衛生課 食品衛生グループ 担当者 横山副参事
電話番号	内線 6377/6379 直通 017-734-9214
報道監	健康医療福祉部 泉谷次長（内線6202）

<参考>

カンピロバクター食中毒は、近年、食中毒の原因として高い割合を占めています。主な原因食品又は感染源として、鶏肉や牛レバー等の食肉関連食品、または加熱不足や取扱い不備による二次汚染等が強く示唆されています。

患者の食事の内容

串盛り合わせ（ネギマ、鶏つくね、豚カシラ、砂肝、鶏ささみ）、串単品（しいたけ、牛レバー）、マーボ豆腐、刺身、じゃがバター、お通し、飲み物

食中毒発生状況

（令和6年11月16日現在）

食中毒発生状況		発生件数	患者数
令和 6年1月～令和 6年11月16日		4件	66名
令和 5年1月～令和 5年11月16日		4件	48名
令和 5年1月～令和 5年12月末日		5件	66名

本年の発生件数、患者数は、本事件を含む。

<県民への呼びかけをお願いします>

カンピロバクター食中毒予防のための注意点

- ① 食肉(内臓を含む。)は、生で食べることを避け、中心部まで十分に加熱しましょう。
- ② 調理に使用したまな板などの調理器具や手指は、十分に洗浄消毒しましょう。

<本県でのカンピロバクター食中毒発生状況>

	事件数	患者数	(青森市発生状況)	(八戸市発生状況)
平成26年	3件	21名	(1件 12名)	
平成27年	2件	6名	(1件 3名)	
平成28年	3件	18名	(2件 18名)	
平成29年	2件	5名	(1件 8名)	(2件 11名)
平成30年	1件	2名		
平成31年	0件	0名		
令和 2年	1件	4名	(1件 6名)	
令和 3年	1件	3名		
令和 4年	1件	4名		(1件 2名)
令和 5年	1件	3名		
令和 6年	2件	6名 (本件を含む)	(1件 13名)	

※平成18年10月から青森市分、平成29年1月から八戸市分を別計上